

【表紙】	
【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年12月12日
【会社名】	ソフトバンク・テクノロジー株式会社
【英訳名】	SoftBank Technology Corp.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 阿多 親市
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西五軒町13番1号
【電話番号】	03-5206-3316
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 長田 隆明
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西五軒町13番1号
【電話番号】	03-5206-3316
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 長田 隆明
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 0円 新株予約権の発行価額の総額に当該新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 257,336,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年11月27日付で提出した有価証券届出書の記載事項のうち、「発行数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」及び「新規発行による手取金の額」が平成25年12月12日に確定したため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

表紙

届出の対象とした募集金額

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行新株予約権証券

(1)募集の条件

(2)新株予約権の内容等

新株予約権の行使時の払込金額の欄

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額の欄

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額の欄

新株予約権の行使により株式を発行場合の発行価格及び資本組入額の欄

2 新規発行による手取金の使途

(1)新規発行による手取金の額

3【訂正箇所】

訂正箇所は、_____ 罫で示してあります。

【表紙】

(訂正前)

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 0円

新株予約権の発行価額の総額に当該新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 262,960,000円

(注)募集金額は、本有価証券届出書提出時の見込額であります。

(訂正後)

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 0円

新株予約権の発行価額の総額に当該新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 257,336,000円

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券】

(1)【募集条件】

欄外注記

(訂正前)

3. 新株予約権の募集は、ストックオプション付与の目的をもって行うものであり、当社及び当社子会社の取締役及び従業員に対して行うものであります。対象となる者の人数及び割当新株予約権数は、以下のとおりであります。なお、下記対象となる者の人数は本有価証券届出書提出時の予定人数であり増減することがあります。また、下記割当新株予約権数は、上限の発行数を示したものであり、申込数等により減少することがあります。

(訂正後)

3. 新株予約権の募集は、ストックオプション付与の目的をもって行うものであり、当社及び当社子会社の取締役及び従業員に対して行うものであります。対象となる者の人数及び割当新株予約権数は、以下のとおりであります。

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の行使時の払込金額の欄

(訂正前)

新株予約権の行使時の払込金額	<p>本新株予約権1個当たりの金額は、次により決定される1株当たりの価額（以下「行使価額」という。）に対象株式数を乗じた金額とします。</p> <p>行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値とし、1円未満の端数は切り上げます。ただし、その金額が新株予約権の割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に売買がない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は後者の価格とします。</p> <p>ただし、下記（注）2の定めにより行使価額の調整を受けることがあります。</p>
----------------	---

(訂正後)

新株予約権の行使時の払込金額	<p>本新株予約権1個当たりの金額は、1株当たりの価額（以下「行使価額」という。）に対象株式数を乗じた金額とします。</p> <p>行使価額は、1,693円とします。</p> <p>ただし、下記（注）2の定めにより行使価額の調整を受けることがあります。</p>
----------------	--

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額の欄

(訂正前)

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	262,960,000円 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価額の総額は、本有価証券届出書時の見込額であります。ただし、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少いたします。
---------------------------------	--

(訂正後)

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	257,336,000円 ただし、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少いたします。
---------------------------------	--

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額の欄

(訂正前)

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<ol style="list-style-type: none"> 1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の1株当たりの発行価格は、行使価額と同額とします。 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合、その端数を切り上げるものとします。残額は資本準備金に組み入れるものとします。
-------------------------------------	--

(訂正後)

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 新株予約権の行使により株式を発行する場合の1株当たりの発行価格は、<u>1,693円</u>とします。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合、その端数を切り上げるものとします。残額は資本準備金に組み入れるものとします。</p>
-------------------------------------	--

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
<u>262,960,000</u> （注）1	2,000,000（注）2	<u>260,960,000</u>

(注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の発行価額の総額に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額であり、本有価証券届出書提出時の見込額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少いたします。

(訂正後)

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
<u>257,336,000</u> （注）1	2,000,000（注）2	<u>255,336,000</u>

(注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の発行価額の総額に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少いたします。